

■ 「新潟市子ども・子育て会議」第12回放課後児童クラブ検討部会

日時：平成29年4月28日（金）午前10時～

会場：新潟市役所分館 501会議室

（司 会）

皆様、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。これより新潟市子ども・子育て会議第12回放課後児童クラブ検討部会を開催させていただきます。私は課長補佐の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、こども未来部長の山口よりごあいさつ申し上げます。

（山口こども未来部長）

改めまして、こども未来部長の山口です。今日はお忙しいところ、皆様、ありがとうございました。桜も終わり、もうすぐ5月になるということで、私もネクタイを外せる時期がやってくるのを少し楽しみにしています。

皆様ご存じのとおり、市役所の組織変更でこれまで福祉部だった児童福祉を所管する部署ですけれども、新たにこども未来部ということで、分かれるというか再結成されたということでございます。今、少子超高齢ということが社会的な問題になっています。これは社会的な損失につながるのかなということで、やはり緊急的な課題なのかなと思っております。こういったこともあって、こども未来部という組織を専門に立ち上げ、妊娠期から出産、子育てといったところまで一貫して取組んでいこうという考え方でございます。

妊娠についてはこれまで保健所が所管していましたが、母子保健の部分の所管が移っておりますので、いわゆる妊娠期のお母さん方のケアも併せて行っていこうということですし、また、発達支援という部分も、これまで障がい福祉課の中で行っていたものを私どものほうで早い段階からケアするというので、移ってきて立ち上がったわけです。

本市が政令指定都市になってからこの4月1日で10年を迎えたわけですが、これまでの10年、新潟市が目指すべき姿に安心政令市にいがたを掲げてきたわけなのですが、それは大切なことですし、今後とも安心政令市にいがたという大きな目標に向かって、より一層、妊娠・出産・子育てといった部分に取組んでまいりたいと思います。

委員の皆様方からは、今回、特に放課後児童クラブ検討部会ということで、ひまわりクラブ利用料の見直しについて、一昨年から熱心にご議論いただいているところですが、今回、私ども事務局、市として一定の方向性を整理させていただきました。その辺を報告させていただく中で、またご意見等いただけたらありがたいと思っております。今後、放課後児童クラブの

ほかにも、今年は特に子どもの貧困対策についても取組みをするのだということでございますので、その辺また皆様方からご意見をいただく機会があると思っておりますけれども、ぜひ、お力添えいただければと思っています。

冒頭にあいさつ申し上げたかったですけれども、私、実は以前、保育課長をしまして、その後、3か所ほどの部署を放浪というか回ってきまして部長として戻ってまいりましたので、とても懐かしくて、特に植木部会長にずいぶんご指導いただきました。

(植木部会長)

お久しぶりでございます。

(山口こども未来部長)

あいさつというよりは、ただいまのあいさつみたいな感じですし、岩浪こども政策課長も以前、こども未来課にいたので、ダブルで出戻り人事だったかなと思っております。こういうことですので、また今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございます。

(司 会)

ありがとうございました。

山口部長は公務がございますので、ここで退席させていただきます。

(山口こども未来部長)

では、よろしく願いいたします。

(司 会)

本日の会議の出席状況ですけれども、6名の委員の皆様からご出席いただいております。半数を超えておりますので、会の成立要件を満たしていることをご報告させていただきます。

また、本日の部会は、会議録作成のため録音させていただきますので、ご承知置きいただければと思います。

また、当部会は公開の会議でございます。本日は2名の傍聴者、また報道関係の皆様もお越しでございますので、ご報告させていただきます。

続きまして、委員の皆様を紹介させていただきたいと思います。昨年度から引き続きの方もいらっしゃいますが、昨年8月に委員の改選がございました。その後初めての部会の開催になりますので、順に皆様をご紹介させていただければと思います。

はじめに、部会長でいらっしゃいます、新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授、植木信一様です。

(植木部会長)

よろしく願いいたします。

(司 会)

続きまして、新潟市小学校長会会長、遠藤英和様です。

(遠藤委員)

よろしく申し上げます。所属校は上所小学校です。よろしく申し上げます。

(司 会)

続きまして、新潟市民生委員児童委員協議会連合会主任児童委員、大竹真理子様です。

(大竹委員)

大竹でございます。主任児童委員を務めさせていただいております。よろしく申し上げます。

(司 会)

続きまして、新潟市小中学校PTA連合会副会長、佐々木達也様です。

(佐々木委員)

佐々木です。よろしく申し上げます。

(司 会)

公募委員でいらっしゃいます、長崎真理子様です。

(長崎委員)

長崎と申します。よろしくお願ひいたします。

(司 会)

続きまして、西内野小学校地域教育コーディネーター、山岸則子様です。

(山岸委員)

山岸です。よろしくお願ひいたします。

(司 会)

なお、新潟市青少年育成協議会会長でいらっしゃいます関川弘雄様は本日欠席となっております。

また、6月に佐々木委員に替わり新潟市小中学校PTA連合会副会長になられる長谷川雅朗様はオブザーバーとしてご出席いただいております。

(長谷川オブザーバー)

長谷川です。よろしくお願ひいたします。

(司 会)

続いて、事務局もご紹介させていただきます。

はじめに、こども政策課長の岩浪でございます。

(岩浪こども政策課長)

こども政策課長の岩浪知子と申します。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様には毎回熱心なご議論をいただきまして、本当にありがとうございます。こども

未来課がこども政策課とこども家庭課という二つに分かれまして、私たち、放課後児童クラブのほかに子どもの貧困対策とか虐待とかその辺を担当する部署となりました。

先ほど部長からも話がありましたが、以前、こども未来課におりまして、植木部会長には大変お世話になりました。ありがとうございます。また、3月まで教育委員会におりましたので、遠藤委員にも大変お世話になりました。そのような経験がこの所属できっと役立つのではないかと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

(司 会)

改めまして、課長補佐の鈴木でございます。

それから、こども政策課育成支援係長の齋藤でございます。

(齋藤育成支援係長)

齋藤です。皆様、昨年度からお世話になっておりますが、今年度も引き続きよろしく願いいたします。

(司 会)

同じく、育成支援係の豊島でございます。

(事務局：豊島)

豊島です。今年度も引き続きよろしく願いします。

(司 会)

同じく、内山でございます。

(事務局：内山)

内山です。今年度もよろしく願いいたします。

(司 会)

このような体制でやってまいりますが、よろしく願いいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。事前に配付済みのもの、机上有りと思っておりますが、第12回放課後児童クラブ検討部会次第、座席表、関係者名簿の3枚、ございますでしょうか。その後、資料ナンバーを振ってあるものが資料1から資料4までございますが、資料1が「ひまわりクラブ利用料の見直しについて」、資料2-1「ひまわりクラブ利用料の見直し内容(案)」、資料2-2「ひまわりクラブ利用料見直し影響人数・世帯数」、資料2-3「多子減免の考え方」、資料2-4「年少扶養控除みなし適用変更の考え方」、資料3-1「平成29年度新潟市放課後児童クラブ支援員処遇改善内容」、資料3-2「放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善のイメージ」、資料4「新・すこやか未来アクションプラン抜粋」となっております。不足の方はいらっしゃいますか。

それでは、次第に基づいて、次第2報告事項に入らせていただきます。

以降の進行については、植木部会長からお願いしたいと思います。部会長、よろしくお願ひします。

(植木部会長)

今日の次第を見ますと、報告事項のみとなっているようです。とはいえ、この部会は皆さん方からご意見をいただく場でもございますので、どうぞ、忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

次第に従って進めさせていただきます。はじめに、2、報告事項の(1)ひまわりクラブ利用料の見直しについて、事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局：齋藤)

改めまして、おはようございます。こども政策課育成支援係の齋藤と申します。座って説明させていただきます。委員の皆様方におかれましては、一昨年度からひまわりクラブ利用料減免制度の見直しにつきまして熱心にご議論いただき、貴重なご意見をいただきました。大変ありがとうございました。

昨年7月に当部会において利用料見直しについてのご意見をいただいた後、市議会に提示させていただき、さまざまなご意見をいただいて、これらを参考にしながら、今回、私ども市として決定しました利用料の見直し内容についてご報告させていただきます。

それでは資料に沿ってご説明いたします。まず、資料1をご覧ください。表題がひまわりクラブ利用料の見直しについてとなっております。

はじめに、1番として、見直し内容の(1)利用料上限額の変更ということで、こちらは今まで月額、現行、減免が何もかからない世帯は6,900円でお願ひしていた利用料について見直しさせてもらいまして、月額で8,400円に変更させていただきます。これまでの議論では、上限の6,900円の部分は基本的に変更しないで、減免区分の変更についてご議論させていただきました。今回、私ども市としては、低所得世帯や多子世帯、きょうだいが多くいらっしゃる世帯の皆様へのご負担の軽減を図るために、ある程度所得のある、いわゆる高所得世帯の方から一定のご負担をいただきたいと考え、上限を上げることといたしました。

この8,400円の根拠とした根拠ですが、まず、国が示す放課後児童クラブの運営費の考え方ということで、資料1の右下に円グラフ、参考として国の運営費の考え方ということで載せてありますが、放課後児童クラブの運営にかかる総事業費を算出して、この2分の1については利用者からご負担いただくという考え方を参考にしています。こちらを基に平成30年度、来年度の事業費の見込みで試算をしたところ、8,400円となりましたので、この金額を上限ということで設定してもらいまして、8,400円として上限をいただきながら、市の子ども・子育て支援として、収入に応じた減免あるいは多子減免を導入するという形で実施させていただきた

いという内容になっております。

続きまして、(2) 多子減免の導入についてご説明申し上げます。多子減免の考え方については、昨年、7月の部会でもお示ししておりました。若干変更がありますので、改めてご説明させていただきます。第2子を半額、第3子以降を無料とすることについては特に変更がございませんが、前回は、すべての世帯に多子減免を導入するというお話しておいたのですが、今回、年収目安で1,000万円以上の世帯の方については、多子減免は申し訳ございませんが適用しないと、対象外とさせていただくことになります。

若干、説明が前後してしまうのですが、(3)の免除区分の細分化をご覧くださいと、今回、今まで800万円以上としていた一番年収の高い世帯の区分に1,000万円以上という区分を新たに設けまして、こちらの世帯の方につきましては、多子減免の対象外とすることといたしました。これまでの部会においても、ある程度収入のある方についての減免は必要ないのではないかというご意見もいただいております。利用者負担の公平性を高めるうえで、所得制限を設けさせていただいたところです。

また、きょうだいの年齢についても変更があります。昨年と同じ7月の部会のときに、きょうだいの年齢を上の子を18歳ということでお示ししていたのですが、その部会の場でもどこまでを子どもと見なすかというご意見をいただき、私どものほうで再検討させていただくことになっておりました。私ども、その後検討させていただいた結果、保育料の減免制度の一つに、小学校3年生までのきょうだいがいる場合、第3子を無料とするという制度があることから、こちらを参考にさせていただいて、小学校卒業後、ひまわりクラブ、放課後児童クラブを今は6年生まで使えますので、小学校卒業後3年間をきょうだいとすると考えることとしまして、卒業後3年間なので15歳、つまり中学校3年生までをきょうだいとして見なすことといたしました。こちらについては、言葉ではなかなか伝わりにくいと思いますので、後ほど具体的な例を示して詳しくご説明させていただきたいと思います。

次に、見直し内容の(3)免除区分の見直しということで、これまで五つの区分だった所得に応じた減免区分を8区分に細分化させていただきます。収入の金額に応じて免除区分があったのですが、その幅が大きすぎるというご意見もあったものですから、今回、もう少し区分を細分化して設定させていただいたところです。また、先ほど少し触れましたけれども、年収目安1,000万円の区分を新設しました。

(4)として、年少扶養控除のみなし適用の変更になります。こちら前回の部会の案では、多子減免制度を導入することで年少扶養控除を今までのみなし適用を継続していたのですが、こちらを廃止するというお示ししていたのですが、今回、子ども一人分のみなし適用については継続して実施することといたしました。また、低所得世帯のうち、今回の見直しをする

ことにより、一部負担増になる世帯が出るが見込まれましたので、そちらの世帯については、1年間、激変緩和措置ということで負担の軽減を図りたいと思っています。こちらの年少扶養控除のみなし適用の考え方につきましても、後ほど具体的な例をお示しして説明させていただきます。

以上、四つの変更内容を表で示させていただいたものが資料2-1、A4横の資料になります。ひまわりクラブ利用料の見直し内容(案)になります。そちらの資料についてご説明させていただきます。

まず、ひまわりクラブ利用料の見直し内容(案)として、2、現行との比較をご覧ください。一番左側の表が現行の料金表とそれぞれの区分の人数です。人数については、前回の部会のごときにお示しした人数と同じ時点である平成28年4月時点の数字となっております。

真ん中の表が年少扶養控除のみなし適用を一人のみにした場合の区分ごとの人数を示しております。矢印の先にある一番右の表が、今回、見直しをすることによる最終的な料金表ということで、お示ししております。

一番右側の表をご覧くださいと、まず、年収目安1,000万円以上の区分を新設、それが一番下にあるのですが、新設させていただき、そちらの一番高い金額を月額8,400円といたしました。そこから所得区分に応じて一定の減免措置を行い、上から順に7,450円、次が6,500円、5,550円、4,600円まで、950円ずつ均等に下がっていく金額設定とさせていただいております。また、現行ですと、一番左の表をご覧くださいと、年収目安300万円未満の方が3,450円の月額利用料金になっておりましたが、今回の見直しの中で、低所得世帯への負担軽減をより一層行うために、年収目安330万円未満の方までを3,450円ということで、一番右の表でいうと、3,450円の利用料の方が330万円未満になっていると思いますけれども、新しく、所得の階層を変更したというところになっています。

こちらの減免区分の決定に際しての市の所得割額なのですけれども、こちらについては保育料、保育園の利用料金の区分を参考に、市民税の所得割額の金額を設定しているところでございます。

多子減免につきましては、第2子と書かれている部分です。一番右の表の利用料の第1子が一人目とカウントする子どもの利用料金で、二人目はその右の第2子(1/2)という表の金額が適用されます。ただし、先ほども申し上げたとおり、年収1,000万円以上の方については多子減免を適用しないこととなりますので、第2子であっても8,400円をいただくという形で表を作っております。

今回はある程度所得のある方からは一定のご負担をお願いするという一方で、逆に低所得世帯とか多子世帯の二人目、三人目のいらっしゃる世帯の負担が軽減されるような料金大系とい

うことで作らせていただいております。

表の中ほどの年収区分でいうところの 330 万円以上 470 万円未満の方の区分のところ、第 1 子の欄に一部の方 3,450 円という記載があるかと思うのですが、こちらが先ほど少し触れました、激変緩和措置で少し高額になる世帯を 4,600 円にならないように激変緩和措置で対応させていただく部分になります。この対象の方を含めまして、今回、見直しによってどのような方が増額になってどのような方が減額となるのかという資料を作らせてもらいました。それが資料 2-2 です。A3 判横の一部カラーになっている資料をご覧ください。

この表の見方ですが、一番左側の上のほうに現行の利用料金の区分、左側の下のほうが新しい区分の利用料金の表になっています。現行の表から少し右側にあります年少扶養控除一人分のみ適用と書かれている部分をご覧ください。こちらは年少扶養控除の変更により、同じ所得割額でも区分が変わります。所得は変わっていないのだけれども、年少扶養控除の適用がされるとかされないでけっこう変わってきますので、その区分が変わることを示しています。例を具体的に申し上げますと、左上の現行で 3,450 円の方が 1,042 人いらっしゃるのですが、その 1,042 人の内、1,009 人の方は、今回、新しい料金体系になっても実は変わらない、今までどおり 3,450 円をいただくということで、増減なしになります。ただ、1,042 人の内、残り 33 人の方については新しい区分の④、4,600 円になります。この 4,600 円になる方については 3,450 円との差額の月額 1,150 円が増額になることをお示ししている表になります。

さらに、その右側に行きますと、多子減免を反映した人数が記載されています。多子減免を反映という表題の表になっていますが、これが人数です。人数がこのように変わります。例えば、先ほど言った 1,009 人の内 748 人は、一人なので増減なしです。そのうち二人目は 249 人いらっしゃるのですが、この方は半額となります。一番右にお示ししたのが世帯です。そのご家庭でどうなるかを示したのが一番右の表になります。なお、金額の増減、影響額が分かりやすいように、増額となる方もしくは世帯は赤、減額となる方は青、増減なしの方は白でお示ししております。

世帯数の表を見ていただきますと、例えば、上から 3 段目の子ども一人世帯の場合、499 世帯とございますが、現行でも 3,450 円で、見直しをかけても 3,450 円ということです。この世帯の場合、今回の見直しによって、結果としては変わらないこととなります。子どもがお二人いらっしゃる世帯の場合ですと、二人目の金額が半額となりますので、その隣の 237 世帯になりますが、現行の利用料金に比べて月額で 1,750 円減額となります。そういう表の見方になります。

このように見ていただきますと、資料の下に行くほど、これはつまり収入がある方、高所得世帯になるほど利用料については増額になります。上のほうは、やはり赤い部分がないので、



白ということは現行と変わらない、青色は下がりますので、低所得世帯の方は減額もしくは同額ということがお分かりいただけるのではないかと思います。

ただ、どうしても低所得世帯の方でも、先ほど申し上げた年少扶養控除のみなし適用の変更によって、逆に増額になってしまう世帯が出てくるということです。それが、先ほど少し触れましたが、33人の方になります。こちらの世帯につきましては、月額で1,150円ご負担が増えますので、その影響を考えまして、1年間は現行の3,450円のままとする激変緩和措置を設けさせていただいています。これが先ほどの一部の方の説明になります。

次に、右下をご覧くださいますと、この見直しによってどのくらいの影響が出たかを示していますが、世帯数でいいますと増額となる世帯が2,525世帯、減額となる世帯が1,698世帯、1,536世帯の方は今回の見直しによっても増減なしとなっております。増額世帯が多いように見えるかと思いますが、2,525世帯の内、844世帯の方が年収1,000万円以上の区分となっております。増額世帯の中には高収入世帯の方が多く含まれていることとなります。

続きまして、資料2-3、A4縦の多子減免の考え方という表題の資料をご説明させていただきます。

先ほど多子減免について、中学校3年生までをきょうだいとして数えるとご説明したところですが、なかなか分かりづらいというご意見もいただいたものですから、今回、具体的な例でお示しさせていただきたいと思ひまして、表を作らせていただきました。

例として上げさせてもらったのが、中学校3年生のお兄さん、小学校5年生のお姉さん、小学校1年生の弟がいるきょうだいの場合を想定しています。中学校3年生の一番上の子どもは、当然、中学生なのでひまわりクラブは使えませんが、下の子ども、小学校5年生と小学校1年生の二人がひまわりクラブを利用しているという前提でお話をさせていただきます。

まず、左側の表なのですが、この状況ですと、一番上の子どもはひまわりクラブは使っていないのですけれども、中学校3年生までですので、この場合は一番上の子どもを第1子と考えます。2番目の小学校5年生はひまわりクラブを使っていて第2子ということで、利用料金は第2子なので半額です。小学校1年生の男の子は第3子ということで、無料とさせていただきます。この利用料金で1年間お願いしまして、翌年度、1年たってどうなるかを見たときに、上のお兄さんが高校生になって、それぞれ6年生と2年生と1学年上がって、進級したり進学しているということで1年後の状況なのですけれども、今度、うえのお兄さんが高校1年生になったということで、今までのきょうだいの考え方でいう中学校3年生まででなくなりますので、この場合、第1子は小学校6年生の2番目の女の子を第1子と考えます。去年までだと第3子だった、今度小学校2年生になる一番下の子が第2子ということで、利用料金については、小学校6年生の女の子が一人分ということで全額をいただいて、小学校2年生の、実際は3番

目の男の子なのですけれども、2番目の子として半額ということで利用料をいただくという考え方で多子減免を設定させていただいております。

続きまして、資料2-4です。年少扶養控除みなし適用変更の考え方です。こちらについてもなかなか文字だけでは伝わらない部分がありますので、資料を作って具体的な例をお示しして説明させていただきます。

まず、現行と書かれた下のほうの左側をご覧くださいと思います。枠で囲まれた説明を見ていただきますが、これは平成23年度の税制改正に伴って、年少扶養親族、いわゆる16歳未満の子どもに対する扶養控除及び16歳から19歳未満の特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分があったのですけれども、平成23年度の税制改正でこの部分が廃止になりました。これが廃止になると、市民税の所得割額が控除されないということで、その影響を緩和することで年少扶養控除を引き続きあったものとみなして利用料を決定したものです。現行もこれを適用させているところです。この現行制度ですと、16歳未満の方、もっと言うと19歳未満の子どもがいらっしゃる場合、子どもの人数分、ひまわりクラブを使っている、使っていないにかかわらず、皆さん人数分の控除をしていたということになります。

少し分かりにくいかと思いましたので、具体例を下に示してあります。子ども二人世帯で、先ほどのきょうだいと少し違う世帯と考えていただいて、子ども二人世帯で、たまたま小学校6年生と2年生の二人のきょうだいがいて、お父さんの市民税所得割額が10万円、お母さんの市民税所得割額が5万円、この世帯の所得割額が15万円の例を考えてみたいと思います。現行制度ですと、年少扶養控除、16歳未満、二人とも小学校6年生、2年生で16歳未満ですので、子ども一人につき2万1,300円を市民税の所得割額から減ずる、引くことになっていますので、この世帯の場合、15万円の所得割額の合計額から2万1,300円掛ける二人分の4万2,600円を引いた10万7,400円です。この10万7,400円が利用区分の表に照らしてどこに入るかというところで利用料金が決まっていたということになります。ですので、この10万7,400円ですと、現行区分でいうと所得割額1万円以上23万5,000円未満の4,600円ということで、一人につき4,600円の利用料金をいただいて、月の負担額は9,200円となっています。

今回の見直しにつきましては、年少扶養親族の人数に関わらず一人分だけを引くこととしましたので、同じ世帯の場合、年収が変わらない前提ですけれども、15万円の所得割額から、二人いらっしゃるけれども一人分だけを引くということですので、2万1,300円引いて12万8,700円を新しく市民税の所得割額の算定の数字と見なすことにしています。12万8,700円ですと、新しい利用料金区分で9万7,000円以上14万円未満に該当しますので、5,550円をいただくことになります。ただ、このケースですと、一人目は5,550円になるのですけれども、二人目が半額ということで2,800円となりまして、世帯合計で見ていただくと8,350円というこ

とで、現行制度に比べて月額でいうと 850 円の減額というケースになります。

年少扶養控除を廃止しなかった理由、一人分だけ適用するという事で残した理由ですが、多子減免の導入によってある一定の負担の軽減が図られるところではあるのですけれども、どうしても子ども一人世帯の場合、多子減免の適用がないものですから、やはり年少扶養控除の廃止によって区分が上がってしまって負担増となる可能性があるというご指摘があって、そのような形で検討させていただきました。

それでは、お手数ですが資料 1 に戻っていただいて、次に説明させていただきます、資料 1 の 2 番、見直し時期をご説明させていただきます。見直し時期につきましては、昨年の部会でもお話ししていますが、当初の予定どおり平成 30 年 4 月から見直しして適用していきたいと考えております。

続きまして、3 番、利用料収入額の見込みということで、平成 30 年度の見込みとして出させてもらいました。現行の制度ですと、利用料収入額が約 4 億 6,900 万円となるのに対して、見直し後の利用料収入額が約 4 億 7,800 万円となり、差し引き 852 万円くらいの増額が見込まれます。利用料率については、現行 28 パーセントから見直し後、約 0.5 パーセント上がり、28.5 パーセントとなる見込みでございます。こちらの増額して利用料収入が増える分につきましては、支援員の人件費を含む放課後児童クラブの運営費に充てさせていただき予定にしております。

最後に、4 の次期見直しのタイミングについてでございます。

今回、利用料金をこのように見直させていただきということでお示しさせていただきましたが、これで終わりということはありません。今後も、当然、運営費の状況を見ながら、利用者数が今は右肩上がり伸びていますが、それがいつまでも続くことはないと思っておりますし、今後また制度が変わったりすると状況も変わってくるのが予想されます。そのような形でいろいろ状況を見ながら、必要な見直しはさせていただきたいと考えております。そのタイミングとして、いつにするかという議論があったのですが、私ども新潟市の子ども・子育て支援事業計画、いわゆる新・すこやか未来アクションプランを策定しているのですが、そちらも定期艇に見直しをかけるということで、そのアクションプランの更新のタイミングを一つ、そのタイミングがいいかなと考えています。そのときには、当然、今後の運営費の状況や、試算ということになるのですけれども、その状況を見たり、結果を基に、また部会の皆様からご意見をいただいて、見直しについて、そもそも必要かどうかも含めてご意見をいただきながら検討してまいりたいと考えておりますので、またその際にはご協力をお願いしたいと思っております。

すみません、大変長くなりましたが、利用料見直しについての説明は以上になります。

(植木部会長)

ありがとうございました。

たくさん情報でしたので、少し時間を取って、皆さん、全体を見直していただいて、ご意見あるいは事務局への質問等、少し頭の中でまとめていただく時間を取りたいと思います。5分ほど時間を取らせていただきます。

(休憩)

(植木部会長)

5分ほどたちましたけれども、よろしいでしょうか。

本当に分かりやすい説明でした。新料金に関しては区分がさらに細分化され、そして主に低所得になればなるほど負担が軽くなるということです。そういった意味では分かりやすい改正でもあると思います。もう一つは多子減免です。この辺りが明確になったということになります。ただし、これまで上限が6,900円だったものを、高所得世帯を対象とはいえ8,400円に上げたということが一つポイントになるのかなと思います。事務局へのご質問も含めて、それから報告事項ではありますけれども、皆様方からのご意見も、この機会ですから、ぜひ、いただきたいと思います。いかがでしょうか。

(佐々木委員)

非常に分かりやすく理にかなっていると思います。低所得者の負担を減らして高所得者に負担を求めるというのは確かに理にかなっていると思うのですが、高所得者の方もそれなりにお金を使っているわけで、いちがいにそれが本当にいいのかなというのが一つと、それと、気になるのが、真ん中のほうで、4,367人の内、新区分⑥となり1,900円増額、新区分⑦となり2,850円増額というのが、実は、高所得者の人よりも増加が多いのです。これが少し気になって、こういうところにまた不満が出るのではないかと思います。

さらにもう一つ、一番下の、激変緩和により1年間は据え置くのですけれども、それが1年後には増えてくるわけです。さらに1年後というのは、これでいうとこの数が減る可能性もあるのです。そうすると、そのあとでまた負担増になるというのが、急にどんと負担が増える可能性があるんで、そこが気になるところです。しかし、全体としてはいいと思います。理にかなっていると思いますし、その辺のところをしっかりと、よく説明になって理解すればというところがあります。

この前にも言いましたけれども、減免される人はいいのですけれども、増額になる方にはよく説明されて、しっかり理解されたうえでお願いしないとうまくいかないと思うので、その辺をお願いしたいと思います。

(植木部会長)

本当に細かい部分に目が行き届いたものであると思うのですが、これだけの細々とした数字ですけれども、佐々木委員が言われたように丁寧な説明を繰り返ししていただいて、ご理解いただくところをご理解いただくことが必要だと思います。もう1点は、増額の世帯の方々が当然出てくるというところでの配慮です。その辺りでの新しい案の考え方、確かにそう言われてみるとそうだなという気がします。

佐々木委員のコメントをお聞きして、事務局で何かコメントはありますか。

(事務局：齋藤)

確かに、佐々木委員言われる、いわゆる4,600円の世帯の方で下のほうは確かに、区分が上がる方については6,900円の方よりも確かに上がります。ただ、この4,600円の区分がけっこう幅が広がったというのも、正直、今までの制度、ありまして、その辺についてはご指摘のとおり丁寧な説明をさせてもらってご理解いただくしかないかなとは考えております。

(佐々木委員)

制度自体はこれでいいと思うので、よく説明されて。どうしても不満が出てくる方がいると思うので、よく説明して理解を得ていただきたいと思います。

(山岸委員)

見直し内容の(1)の利用料上限額の変更についてなのですが、ここの部会では、たしか、利用料の上限については検討してこなかったというか、そこについては触れていなかったのですが、国が示す運営費として8,400円が提示されているのでこの金額というご説明を、今回、いただきました。やはり、先ほどの佐々木委員と同じなのですが、この金額がなぜ上がっていくのか、納得できる説明が必要なのかなど。ただ単に国が示すからこれにしますということではなくて、市町村ごとに利用料金は設定されているので、新潟市はなぜ6,900円から8,400円に上限を上げるのかを一般市民にも分かるような理由の説明が必要だと思いました。

(大竹委員)

私もその意見に賛成します。今までには上限額6,900円ということで検討してきた中で、区分を増やしてという対応の仕方をしてきました。これがいきなりここに来て8,400円という数字が新たに出てきたのです。少し漠然とした言い方になるかもしれませんが、先ほど山口部長から話がありましたけれども、新潟市は子育てに安心な市なのだということを打ち出すのであれば、単に国の運営費の考え方がこうですというだけではなくて、新潟市として、プラスアルファ何かができないものかというところを、まちづくりのいろいろ大変なことはたくさんあるのでしょうか、何しろ子どもというのは新潟市の未来を作っていく子どもたちなのだから、基本の基本、ここにかけるべきと思っておりますので、課のほうでも議会のほうに声かけ

をお願いして、プラスアルファの部分を作っていただけるように、ぜひ、お願いしたいと思います。

(植木部会長)

前回の部会までの議論では、6,900円から上げない、つまり値上げをしないことを前提にどう工夫していくかということで、委員の皆様方のお知恵を拝借しながら、検討に検討を重ねて結論を出したところなのです。結論の6,900円というのは全国的に見ればかなり安いほうだと思います。子育てに優しい市なのだという定義ができると思っていました。とはいえ、減免制度のほうを少し工夫せざるをえなくて、そうすると、減免後、少し安くなって、その額から改定すると高くなる世帯の方々が出てきました。そこに対してさまざまなご意見がおそらくあったのでしょう。それで、今回の第12回の部会でまた新たに組み立てていく。そういったことでは、この案は我々の部会で検討した案ではない、あくまでも市のほうで検討して、そういった意味で今日は報告事項となっているということです。そういうことで8,400円という数字が出てきたという背景になっています。そういったことを前提として、今、お二方の意見に対してのコメントがあれば、事務局からお願いしたいと思います。

(岩浪こども政策課長)

ご意見を頂戴してありがとうございます。この方法で進めていきたいとは考えているのですが、皆様のご意見、本当に大変もつともだというところもたくさんございますので、また今後、ひまわりクラブの利用料だけの話ではないのですけれども、先ほど大竹委員からもまちづくりというか、子育てに優しいというところをプラスアルファで考えていかなければいけないというお話もいただきましたので、子育て支援全般の中で、どのような支援を充実させていくのか、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

(植木部会長)

さらに丁寧な説明を、一般に向けてしていただければと思います。

(長崎委員)

今回、収入の多い方から負担を増やしていただくということで、中には民間の施設に移ろうかと考える方も出てくるのではないかと思います。そうすると、収支の見込みも変わってきますし、いろいろな施設との関係も考えていくのかなと思います。

(植木部会長)

前もこれはひまわりクラブに限定するということですよ。ひまわりクラブ以外にも放課後児童クラブが。

(長崎委員)

はい。いろいろ民間のほかのものがあって、そちらのほうが減免措置などがあまりなかった

りするので、これだったら市のほうではなくて民間のほうに行こうかなという高収入の家庭も出てくるのかなという気がしました。

(植木部会長)

そう言われてみると、ひまわりクラブ以外の放課後児童クラブの利用料、前に見たような気がするのですが、どこかで一度まとめていただいて、一覧のような比較できるものを提示して、参考にできればと思います。

(岩浪こども政策課長)

かしこまりました。その資料は次回に向けて用意させていただきたいと思います。

(山岸委員)

もう1点質問です。4番の次期見直しのタイミングということで、すこやか未来アクションプランの更新時ということですが、期間はどれくらいになりますか。

(岩浪こども政策課長)

今の計画が平成31年度までになっておりまして、平成32年度から新しい計画となります。平成31年度の新しい計画を作るときに、また放課後児童クラブを利用される児童の方の見込みを立てていきますので、その中で、それによってまた運営費がどうなるのか、それに伴って利用料を見直す必要があるのかを検討させていただきたいと考えております。

(山岸委員)

では、5年ごとくらいに検討するということですか。

(岩浪こども政策課長)

そうです。

(植木部会長)

新しい計画も、その時点での市民ニーズに合わせて計画を更新するということですので、そのタイミングでの検討というのが当然かと思えます。

(遠藤委員)

私は学校の立場ですので、ひまわりクラブに対してできることはやっていきたいと思っています。利用料上限額の変更については、もし資料提供いただけるのであれば、他の政令指定都市と都道府県の現状がどうなっているのか。つまり、新潟市が安心政令市にいがたというアイキャッチを持って取組んでいるとしたら、この運営費の考え方をこういうように理解したと。そして、こういう方策で行くというところが出てくると、私は一つの分かりやすい材料になるのかなと思うのです。国の基準はそうだけれども、新潟市はこうだということがあるといいかなと思っています。

(植木部会長)

そうですね。第9回の部会で見ている、それきり出ていないので、それも当然出していただく。

(事務局：齋藤)

分かりました。ほかの政令指定都市と比べてどうかということなので、他の政令指定都市の比較ということで、出させていたいただきたいと思います。

(植木部会長)

もしそのほかのご意見、ご質問があれば、最後のところでいただきたいと思います。

報告事項の(2) ひまわりクラブ支援員処遇改善についてに移りたいと思います。資料を基に事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：齋藤)

それでは、お時間をいただきまして、放課後児童クラブ支援員の処遇改善の内容ということで、資料3-1についてご説明させていただきます。

こちらの部会でもそうだったのですけれども、これまでもなかなか放課後児童クラブ支援員の皆さんの賃金が上がらない、低いということで、募集をかけてもなかなか人手が見つからない、人材が不足しているといった課題がありました。この部会でも、当初、平成27年度に利用料の見直しの議論をさせていただいたときに、利用料を上げるということは支援員の待遇を改善していただくということでご議論をいただいた経緯がありました。こういった経緯がありまして、平成29年度につきましては、皆様からご議論いただいたおかげもありまして、二つ、処遇改善の予算が組まれたところですので、ご報告させていただきたいと思います。

1つ目、資料3-1の(1) 経験等に応じた処遇改善です。こちらは国の処遇改善メニューとなっています。国の交付金のメニューで放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業ということで新たに追加されたことに伴いまして、私どもでも予算措置させていただいたところです。全国的に、保育士もそうなのですけれども、やはり人材が不足しているところが問題になっておりまして、国としてもそういった支援員、保育士の確保に向けてこういった改善策をしていただいたというところです。

資料3-2をご覧くださいと思います。これは国で出している放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善のイメージということで、表を出させてもらっています。これは厚生労働省が出しています今年度予算案の概要ということで、予算案となっているのですが、正式に予算化されているところです。ご覧のとおり、勤続年数や研修を受けていただく、だれでもいいということではなくて、ある一定の条件をクリアした方に対して人件費の加算を行うものとなっております。一番下の放課後児童支援員認定資格研修を受講した方には、月額にすると約1



万円になりますが、年額で12万4,000円。さらに、勤続年数が5年を超えてさらに高度な研修、具体的には、ここに書いてある例がありますけれども、こういった研修を受けていただいた方はさらに年額24万8,000円。さらにそのうえで勤続年数が10年以上ある方で、所長としてのマネジメント的立場にある方と国は示していますが、そういった立場にある方については年額約37万2,000円ということで、増額する予算が付いておりますので、本市としましても、今回、予算措置させていただきました。ただ、月額を、手取りにすると税金が引かれたり社会保険料等出てきますので、これがまるまる入るかという、なかなか行き渡らない部分もあるのですが、一応、目安としてそのくらいの金額が上乘せされるといった状況になります。

資料3-1に戻っていただいて、次に(2)として、ひまわりクラブ支援員の人件費を平成28年度の比較で一律2.5パーセント増額させていただくもので、こちらは市独自の処遇改善策になります。平成29年度の予算額で3,135万5,000円を計上しております。こちらについては、私ども、そういった現状を、なかなか支援員の処遇改善が進まない、利用者数が増えている中で、それに対応してくださる支援員が集まらないということで、予算要求して付けていただいたものになります。国の処遇改善と市の独自のを合わせて9,735万5,000円について、処遇改善として予算化させていただきました。実際の給与の金額等は、2年目になりますけれども、各指定管理者によって若干違うものですから、私どもとしては、この予算額を指定管理料に上乘せさせていただいて、現場の支援員の皆さんの処遇改善に充てるように、すでに今年度の事業が始まっていますので、指定管理者にはお願いしています。

(植木部会長)

ありがとうございました。

放課後児童支援員の処遇改善というのはずっと懸案でございまして、先ほどの報告事項の内、ひまわりクラブの利用料の見直しとセットで、つまり、見直しもしながら、そこから支援員の処遇改善につなげる財源をなんとか捻出できないかをこれまでセットで議論してきたわけです。ですから、一方では利用者の負担の軽減を配慮しなければいけない。一方では財源を増やして支援員の処遇の改善をしなければいけない。そういう相反する二つのことを同時にやろうとする、大変難しい議論が今までなされていたわけです。

この資料3-1を見ますと、今年度に関しては国の処遇改善が新しいメニューで出てきました。確かに、昨年度末に放課後児童クラブを所管する厚生労働省の少子化総合対策室長がこれが目玉だと言ってお話ししていたことを思い出します。最大で月額3万円の報酬改正が図られるということです。その1階部分で放課後児童支援員の認定資格研修、資格を取得するという事で、スキルアップをするならばそこに手当をつけるということになって、これを3階建てにしたというのが一つのメニューのイメージ図になっています。

今のご報告に関して、ご質問等ございますか。

(大竹委員)

昨年度から指定管理者による運営がされるようになりました。これは社会福祉協議会が中心になり、二つのコミュニティ協議会がやられました。それが全部指定管理者による運営で通っているのですが、今、説明の中にも指定管理者によって支援員の給料が異なっているとご説明がありましたけれども、差があるものかどうかをまず第1にお聞きしたいです。

(事務局：齋藤)

勤務条件が指定管理者によって若干違っているところもあるのです。放課後児童クラブだけですと、平日だと大体1時から6時半まで、日によっては11時半からという日もあるのですが、例えば、社会福祉法人だと、朝8時半から、法人が運営しているほかの事業をやっていただいて、その後に放課後児童クラブに移ってもらうという人もいらっしゃいますので、ちょっとなかなか単純比較が難しいと思います。比較するとすれば、同じ時間帯でやったときにという比較になるのですが、やはり社会福祉協議会を参考にしているところもありますし、少し上乘せしているところもあるのが現状です。

(大竹委員)

ありがとうございます。実は私は昨日もひまわりクラブへ行ってきたのですが、年々児童が増えていく中で、少人数の支援員さんが他年齢の子どもたちに対応していく様子が感じられて、また、責任の重さということも感じてきたのです。やはり続けてやっていただくことが一番いいことなのですが、なかなか難しいのではないかと思ったものですから、少しずつ改善されて、管理についても考慮していただいているようではありますけれども、これが自分の仕事として勤めていくには、給料体系について、前に示していただいたのです。それを見ると、家庭を持って自分の子どもを育てながらという若い世代には難しいかなと思わざるをえなかったものですから、指摘させていただきます。

(事務局：齋藤)

これで十分かという、当然、まだまだな部分がございます。また、私どもとしても引き続き、これはまだ改善していく必要があります。今、大竹委員おっしゃったとおり、現場は障がいのある子どもがけっこう増えているという話も聞きますし、3年生までだったものが一気に6年生までになりましたので、学校もそうなのですが、他年代といえますか、6年生と1年生では体の大きさも全然違いますし、現場で大分ご苦労されているとお聞きしていますので、処遇改善については引き続き予算措置できるよう働きかけていきたいと考えておりますので、またよろしく願いいたします。

(植木部会長)

おっしゃるように、現場の負担は確実に増えていきますので、それに見合う手当というか処遇というか、これは引き続き検討して、しっかり現場の調査を重ねて、できればこの部会でも、その報告を受けながら進めることができればと思います。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局：齋藤)

分かりました。よろしくお願いいたします。

(佐々木委員)

支援員の負担を軽減するという事はされて、人数を増やす、いいアピールになると思うのですが、指定管理者が運営していることなので、しっかり監査をして、手当てしたものがしっかり支援員に渡っているということを明確に見てまいりたいと思います。そこをぜひお願いしたいと思います。

(事務局：齋藤)

私どもも予算をつけるほうから言われています。本来、支援者の処遇改善に充てるための予算なのだからきちんとそれがつくようにと、私どもも言われていますし、当然、言われたとおりにだと思いますので、そこへきちんと指定管理者と話をしながら、それが正しくというか、こちらの思う意図のとおりに使われるように配慮していきたいと思います。ありがとうございます。

(植木部会長)

ちなみに、この放課後児童支援員の資格ですけれども、もうしばらくはみなし支援員で経過措置になりますよね。その方もここは今のところ含まれることになるのでしょうか。

(事務局：齋藤)

国に確認を取ってみたいと思います。絶対に受けていなければいけないのか、受ける予定であればいいのか、詳しいところがまだまだ示されていないものですから。Q&A等はあるのですが、その辺を確認しながら。出ていなければまた問い合わせないと、勝手にやっであとから補助金を返せとなる可能性もありますので、それがないように確認しながらやっていきたいと思います。

(植木部会長)

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、報告事項の最後になります。(3)新・すこやか未来アクションプラン「量の見込み」の見直しについてです。資料に基づいて事務局から説明をお願いします。

(事務局：齋藤)

よろしくお願ひします。2. 報告事項の(3)新・すこやか未来アクションプラン「量の見込み」の見直しについてご報告させていただきます。

資料4をご覧ください。新・すこやか未来アクションプランが私ども放課後児童クラブ検討部会で所管する部分の抜粋をつけさせていただきました。これは平成27年3月に策定されました、新潟市子ども子育て支援事業計画、新・すこやか未来アクションプランで定めています放課後児童クラブの人数ですね、必要な量の見込みの部分を抜粋したものです。3月22日の本体会議でもご説明させていただきましたが、本日は臨時委員の方もいらっしゃいますので、改めてご説明させていただきます。

量の見込みについては、以前から国の指針により、計画と実績が大きく乖離している場合には、計画期間の中間の年を目途に、必要に応じて見直すこととされておりました。その中間の年が平成27年から31年の5年間でいうと今年度、平成29年度がちょうど中間の年になります。国からもそのように言われていたものですから、この度、量の見直しの作業手引きが示されました。それによりますと、見直しを行うかどうか、また見直し場合には手引きのとおり、作業手順が示されているのですけれども、そのような形で見直しをするかどうか、こちらについては各自治体における子ども・子育て会議、新潟市でいうとこちらの放課後児童クラブ検討部会になります。こちらにおいて議論して、量の見直し、そもそも見直しをするかしないかも含めて判断するようにと示されたところです。

また、放課後児童クラブの利用者数の見込みなのですけれども、資料4の2枚目をご覧くださいますと、平成26年5月1日だけは実績数字で、平成27年度から31年度までは見込みをお示ししていますが、平成27、28年度についてはすでに実績が出ています。これは毎年5月1日を基準にして数字を出しているのですが、平成29年度についてもまもなく5月1日ということで実績が出るのですが、集計の時間をいただきますので、5月ですぐに出るかということ、少しお時間をいただくこととなります。一応、平成29年度の実績数字が出た段階で、それが出ないご判断いただく材料にもならないかなと考えていますので、その辺がそろった段階でまたこの部会を開かせていただいて、見直しをするかどうか、このまま平成31年度まで行ったらどうかということの一つですし、人数が大分違うということで、では見直しをするか。当然、見直しをする際にはどのような方法で、実績を基にやっていくのか、国が示している手引きによってやっていくのかということも皆様からご議論いただいて決定させていただきたいと考えておりますので、その際にはご協力をいただきたいと思います。

以上、簡単ではありますが、量の見直しについてご報告させていただきました。

(植木部会長)

ありがとうございました。今後確定値が出て、それを基にまた部会で議論をいただくということですね。

(事務局：齋藤)

はい。そのように考えています。

(植木部会長)

ありがとうございました。

ただいまのご説明に関して、ご質問やご意見はございますか。

よろしいですか。以上で、三つの報告事項を説明いただきましたけれども、全体を通して今一度確認したい、あるいは追加のご意見があれば、最後にお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

(佐々木委員)

この前の本体会議でも申し上げましたが、ここでいろいろ議論してこれしかないと思ってやっているのが、議会に行ってまた変わってしまうと、何のためにやっているのか分からなくなってしまうので、そのようなことがないようにお願いします。

(岩浪こども政策課長)

おっしゃるとおりでございます。私たちも議会の中できちんと理解を得ていけるように、またきちんと説明していきたいと思っております。

(植木部会長)

私からもお願いします。

ちなみに、放課後児童クラブの解説書が国から出ていますけれども、あれは担当部局が念入りに読んでくださいという、多分、来ていると思うのですけれども、それはどのような扱いになっていますか。

(事務局：齋藤)

当然、私どもから各指定管理者を通じて送らせてもらうこととしますが、すでに送ったかどうか確認しますが、間違いなくお示しさせてもらいたいと思っております。

(植木部会長)

それがどのように現場に届くのか、あるいは皆さん方がそれこそどこまで把握されているのか、少し気になるところなので、また整理ができれば聞かせてください。

(事務局：齋藤)

分かりました。

(植木部会長)

そのほか、いかがですか。

よろしいですか。では、以上で2の報告事項を終わりたいと思います。

では、事務局にお返しします。

(司 会)

皆様、ありがとうございました。貴重なご意見をたくさん頂戴しました。特に利用料の部分でたくさんご意見を頂戴しました。上限額の変更理由の説明ですとか、区分が変更になって単価が上がる方への説明ですとか、ていねいな内容が必要だというご意見を頂戴しました。それらのご意見を踏まえまして、ていねいな対応に努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

以上をもちまして、第12回放課後児童クラブ検討部会を終了させていただきます。ありがとうございました。